

大学5年生の偶感

渡 辺 光



大学に職を奉じてから5年目になる。はじめのうちは、大学には色々の性格をもつものがあるが、帰するところは師弟相集っての真理の探究の場であり、この点に最大公約数的の一致が見られるものと思ひ込んでいた。ところが時がたつにつれて、その本質、使命、及び使命達成の方法などの点で、国の異なる毎に著しい相違があり、また同一の国にあつても大学毎にかなりの相違があることを知った。そればかりでなく、古くから大学に職を奉じている人々の間にも自己の属する大学の性格のみが、よきにつけ悪しきにつけ、大学の姿であると思ひこんでいるとしか思えないような言い方がされているのを見て驚いている次第である。

私はこれまでにこの方面に特に注意を払って資料を集めたわけではないが、私の知見の範囲において、大学には次のような色々の性格のものがあるようである。その一つは、西ヨーロッパ風の大学である。この種の大学は、古いものはその発生が3世紀の初頭に溯り、起源は、僧院的なものであつた。従つて荘園的の財産を持ち、16世紀から19世紀にかけて発生した今日の西欧の国家よりも古い歴史を持っている。今日、日本でやがましい「大学の自治」は、このような裏付けを以つて発生したものである。そして、ドイツの大学でよく云われている「研究の自由」「教授の自由」「学習の自由」は今日に至るまで、程度の差こそあれ、西ヨーロッパ諸国では確保されている。注目すべきは、学修段階にある学生に与えられた学習の自由であり学期毎に大学を変えることも自由である。しかし入学資格は、統一的の厳重な試験に合格していなければ与えられず、卒業がない代りには、大学履修程度の学力を前提とする職業、例えば、学者、医師、技術者、高校教師、法律家等になるためには、国家試験の関門がある。大学の自治はこのような歴史的・制度的の背景の下に運営され、確保されて来た。

いま一つの類型が、イギリスのオクスフォード、ケンブリッジ等の古い大学に見出される。ここでは教育は、(一)人格の陶冶・教養の向上、と(二)一つのディシプリンを中心とする学問を通しての錬成、を組合せた方法がとられている。そして前者のためには *College* (学寮) がおかれ、後者のためには *Faculty* (学部) がおかれている。学生の日常生活は、自治にゆだねら

れている面もあるが、全体としては *College* の教官の厳重な管理と指導の下に行われる。但し新設の大学には *College* がなく、*Faculty* のみのものが多いようである。因に西ヨーロッパの大学には、日本や共産圏諸国のような「国立」の大学はないが、戦後、教官の俸給は国費を以って払われているという。

大西洋をこえた米国では、ハーバートやエールのような建国以前からの古い歴史を持つ大学から、西漸運動の進行につれて、開拓の促進を目標として設けられた州立大学、更にまた米国経済の充実と共に、前世紀末から今世紀にかけて富豪財閥等の寄進を中核として設置された大学、例えばシカゴ大学のようなもの、など色々ある。しかし制度そのものとしては戦後の日本の新制大学の基準となったような形式をとっている。そして研究、教授の面では、相当の自由が確保されているようである。しかし、現実の運営面について見ると、学長を中心とする理事等の管理者が相当の権限を持ち、教授会が大学運営の宗主権を持っているわけではない。

一方学生の学ぶことの自由は、専攻科目の選択の面で保たれていることは云うまでもないが、専攻決定権はオリエンテーションとガイダンスが厳重に行われていて学習科目の野放しの選択の自由があるわけではない。授業と学習は厳格を極め、単位の授与はそれがクレジットと云う表現で示されている通り、教官の社会に対する責任という観点から、学生の学力に対する保証の形で行われる。学部の4年間は最小限の在学義務年限であるに当り、学生の能力や身辺事情等の個人的理由によって各人が自主的に決めればよい。

共産圏の大学は国立で、この点日本の国立大学と同じである。学生の専攻の選択その他がかなりの統制の下に置かれていると聞くが、詳しいことは知らない。

翻って日本の大学はどうであろうか。我が国では、国立と私立とでは建学の意図が違い、また各国立間、私立間の間でも設立当時からの歴史的背景の相違によって様々であり、その最大公約数的な性格をしぼり出すことも容易でない。従って大学問題に対する意見も、対処の仕方も極めてまちまちである。このことは最近やがましい大学管理問題についてもうかがうことができる。云うまでもなく、学問、思想の自由は憲法の保証するところである。この点から学問府としての大学には、学問的研究の自由と研究成果の発表、教授の自由が慣習的に約束されている。これを確保するためには、時の為政者、権力者の意図によってこれらの自由が侵害されることのないように、国立の場合でも研究と教育の場である研究室、教室等に矢張り警官などが踏み込むこ

とのないような慣例となっている。社会はこのことを当然とし、警察の良識もこれを認めて行動の上につけている。

ところが一方、公益を守る社会秩序の保持という方面から見ると、別の答えもでてくる。云うまでもなく、大学は租界ではない。大学には警察権も裁判権もない。また国家組織の上からは、立法、行政、司法の三権は独立に存在し、そのバランスの上に秩序が保たれる仕組みになっているが、国立機関の教育、研究等にはこれらに匹敵する独立の権限は与えられておらず、行政権の下に置かれている。そして、国家の主権者である国民に対しての、国立大学に関する責任は、文部大臣が負うことになっている。そうすると文部大臣に責任だけあって、拒否権をも含じ権限がないのはおかしくなる。文部大臣は天皇陛下と違って象徴ではないからである。このように考察すると、大学に人事などに対して絶対的の自治権があるのはおかしくなる。

このように、憲法と言うような国家のバックボーンとも云うべき憲章に明記されている条項でも、一方の条項から援用された論旨と、他方からの援用による成果とでは一見矛盾するような結果がでる。こゝに現実に対処して行うためには、各方面からのアプローチによる多くの結果の比較の上に立っての総合判断が必要となるゆえんがある。学問の府である大学の運営こそは、以上のことを十二分にましまえて、権威と秩序ある方法を見出すように努めなければならない。

